

後期基本計画（素案）

- ・ 施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
- ・ 施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる
- ・ 施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている
- ・ 施策目標7 災害に強いまちづくりがすすんでいる
- ・ 施策目標8 日常の安全安心が確保されている
- ・ 施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている
- ・ 施策目標10 持続可能なインフラ整備が進んでいる

施策目標 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる



■概要

第5次総合計画前期基本計画における主な取組

包括的な支援体制の一層の強化に向け、重層的支援体制整備事業(*)を実施し、関係機関への研修や連携を推進しました。障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう支援する体制の整備を図るため設置した自立支援協議会において、障がいのある人の居場所づくりに取り組み、今後も市民が主体となって継続して活動できるようにボランティア登録団体を発足させました。

経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などに向け、総合相談窓口においてワンストップの相談を実施するとともに、家計改善支援事業や就労準備支援事業・社会参加推進事業などを実施しました。高齢者への支援に関しては、地域包括支援センターを増設し、相談窓口を拡充したほか、認知症地域支援推進員の設置や認知症高齢者個人賠償責任保険事業を開始するなど認知症施策の強化に取り組みました。さらに、障がいを理由とする差別の解消に向け、民間事業者による合理的配慮の促進を図るための補助事業や、やさしいお店登録事業を実施しました。

男女共同参画の視点では、第5次男女共同参画行動計画の策定を行ったほか、DV相談、女性活躍に関する啓発事業・講座、ASHIYA RESUME 事業などを実施しました。また、国際交流事業では、「潮芦屋交流センター」を中心に、国際交流や多文化共生理解推進を目的とした講座などを実施したほか、姉妹都市交流や小中学校における外国からの編入生に伴う初期日本語指導教室を行いました。

権利擁護に関連する施策については、権利擁護支援センター事業や人権教育・人権啓発事業を実施したほか、パートナーシップ宣誓制度を拡充し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。また、平和首長会議へ出席や、平和首長会議の提唱する事業を進めるとともに、「たゆまぬ平和への歩み」展などの啓発事業に取り組みました。

● 課題

新型コロナウイルス感染症の影響によって、地域でのつながりが希薄化しました。コロナ禍後には、イベントや人々が集える場が再開しつつありますが、状況に応じた活動の活性化に向けた支援などを実施する必要があります。また、複合的な課題や制度の狭間の課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を中心に、様々な機関と連携しながら、支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

地域包括支援センターにおける相談件数が年々増加傾向にあり、身近な相談窓口としての認知度が高まっておりますが、認知症相談窓口としての役割もあることを知らない高齢者も多いことから、認知症相談窓口でもあることや、令和6年度から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴う取組の推進に向け、周知を行う必要があります。

男女共同参画をはじめ、様々な人権課題や平和意識の醸成に関する各種啓発事業においては、内容・方法ともに工夫しつつ継続的に展開していく必要があります。

(*) 脚注

・重層的支援体制整備事業：子ども・障がい・高齢・生活困窮などの分野を超えて、属性を問わない

「相談支援」、多様な「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う支援体制を整備し、本人や世帯を包括的に受け止め支える重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業。

■指標

指標			前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終了 時目標	
①	日常生活で困った時に相談できる人や場所がある（ある）人の割合（%）		66.2	75.0	69.5 (R6)	75.0	
②	高齢者や障がいのある人などが安心して暮らせるまちであると思う人の割合（%）		—	—	54.2 (R6)	60.0	
③	夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合（%）	家事	理想	55.8	65.8	58.2 (R6)	60.6
		家事	現実	25.8	33.8	30.2 (R6)	34.6
	夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合（%）	育児	理想	61.7	68.7	56.2 (R6)	61.7
			育児	現実	28.3	38.7	29.7 (R6)

（注）「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

- ・地域の活動や行事に参加している人の割合（%）：施策目標 11 と統合
- ・障がいのある人に対する地域の理解が進んできたと感じる人の割合（%）：②に変更

■関連する主な条例や課題別計画等

- 障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（令和 2 年条例第 28 号）
- 第 4 次地域福祉計画（令和 4～8 年度）
- 第 10 次芦屋すこやか長寿プラン 21（令和 6～8 年度）
- 障がい者（児）福祉計画第 7 次中期計画（令和 3～8 年度）
- 第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画（令和 6～8 年度）
- 第 5 次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（令和 7 年度策定）
- 男女共同参画推進条例（平成 21 年条例第 10 号）
- 第 5 次男女共同参画行動計画ウィザズ・プラン（第 3 次女性活躍推進計画・第 3 次配偶者等からの暴力対策基本計画含む）（令和 5～9 年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

4-1 地域共生社会の実現に向けた協働の体制づくりを推進します

【参考】前期基本計画時

4-1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します

4-1-1 重層的支援体制（*）の構築強化

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくりなどを多機関（*）の協働により一体的に進める重層的な支援体制の整備を推進します。

【参考】前期基本計画時

4-1-1 包括的支援体制の構築

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくり等、包括的な支援体制を整備します。

4-1-2 地域福祉とまちづくりの連携促進

地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

【参考】前期基本計画時

4-1-2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上

地域発信型ネットワーク、共助の地域づくり推進事業等を推進します。

4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への支援の充実

生活困窮者自立相談支援事業を中心として、相談支援や参加支援の充実に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援

生活困窮者自立支援制度を中心として、相談・支援事業の充実を図ります。

(*) 脚注

・重層的支援体制：こども・障がい・高齢・生活困窮などの分野を超えて、属性を問わない「相談支援」、多様な「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制。

・多機関：重層的な支援を進めていく上で連携が必要な様々な分野の関係機関のこと（例：こども・若者・学校教育関係、障がい分野、高齢分野、生活困窮、権利擁護、保健・医療関係、商工・労働関係、市民参画、行政など）。

4-2-2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

高齢者を支える地域包括ケアシステムと認知症施策の総合的な取組を推進します。

4-2-3 障がいのある人が活躍できる環境整備

障がいへの理解や合理的配慮の提供を含む差別の解消に向け普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

【参考】前期基本計画時

障がいへの理解・差別解消の普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

4-3-1 男女共同参画意識が浸透し、女性の活躍とともに、ジェンダー平等につながる事業の展開

男女共同参画社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の活躍を支援する事業を推進します。

【参考】前期基本計画時

4-3-1 男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント事業の展開（※タイトルのみ修正）

4-3-2 多文化が共生する地域づくり

「潮芦屋交流センター」を国際交流と地域コミュニティの活動の拠点として活用し、市内在住外国人の支援、社会参画の促進、多文化共生を推進します。

4-3-3 市民一人ひとりの多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

様々な機会を捉えた人権教育・人権啓発を実施し、権利擁護に関わる施策を推進します。

【参考】前期基本計画時

4-3-3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

4-3-4 平和な世界の実現に向けた施策の実施

戦争が最大の人権侵害であるという観点から、平和意識の醸成と次世代への継承に向け、平和首長会議などと連携し、講演会などの啓発事業に取り組みます。

(*) 脚注

・合理的配慮：障がいのある人から日常生活や社会生活上で障壁となるもの（社会的障壁）を取り除いてほしいという意思が示された場合、その実施に伴う負担が過重でない範囲で対応すること。

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

高齢者の社会参画を推進するため、シルバー人材センターなどの活動支援を通じて、自らの経験や技術を生かしながら、地域活動や社会参画ができる機会の創出に取り組みました。また、生きがいデイサービス事業では、周知・啓発に努めるとともに、実施場所や回数の充実を図り、利用者数の増加につなげました。

全世代の健康づくりを促進するため、さわやか教室や、介護予防講座を実施しました。また、ウォーキングマップを全戸に配布し、「いつのまにか健康」へつながる行動変容をおこす取組として、より多くの方が参加できるよう「ヘルスアップ事業～あしや健康ポイント～」の取組を展開しました。

芦屋病院公開講座、健康フォーラムにおいては、専門家の立場から健康・医療についての情報提供を行いました。また、新型コロナワクチンの特例臨時接種においては、より多くの市民が接種機会を得られるよう、集団接種・個別医療機関での接種を実施しました。
- 課題

新型コロナウイルス感染症が日常生活に与えた影響は大きく、様々な方面で健康増進に対する影響がありました。特に高齢者の活動機会が減少する傾向が見られ、高齢者の活動機会に関する取組を行う必要があります。

また、健康無関心層に対する心身の健康づくりの促進も必要であり、ヘルスアップ事業をはじめとする各種取組に対し、参加しやすい仕組みを構築する必要があります。

様々な感染症に対しては、平常時からの予防接種事業及び感染症予防への周知・啓発に取り組むことが必要です。

■指標

指標		前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終了 時目標
① 要支援・要介護 認定率の全国 との比較(%)	全国	18.7	全国平均から +0.9%以内	19.4	全国平均から +0.9%以内
	本市	19.9		21.1 (R5)	
② 週3回以上の運動習慣が ある人の割合(%)		24.1	50.0	23.5 (R6)	50.0
③ 毎年健康診査・定期健康診断		70.3	75.0	74.8	75.0

を受けている人の割合(%)			(R6)	
④ ストレスを感じた時の相談相手がいる人の割合	—	—	69.9 (R4)	100
⑤ <u>麻しん風しんワクチンの接種率(%)</u>	<u>1期(※)</u>	<u>(参考)</u> <u>88.1</u> <u>(R4)</u>	—	<u>94.9</u> <u>(R5)</u> <u>100</u> <u>(R12)</u>
	<u>2期(※)</u>	<u>(参考)</u> <u>86.6</u> <u>(R4)</u>	—	<u>92.3</u> <u>(R5)</u> <u>100</u> <u>(R12)</u>

(注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

(※) 1期：生後12か月から24か月に至るまで、2期：小学校就学前1年間

【参考】前期基本計画時

- ・ 適正体重の人の割合(%) <策定時> 76.5 <前期目標> 76.5 <最新実績> 70.0 (R6)
- ・ ⑤：なし

■関連する主な条例や課題別計画等

- 健康づくりプランあしや（第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）（令和6年度～11年度）
- データヘルス計画（令和6～11年度）
- 第10次芦屋すこやか長寿プラン21（令和6～8年度）
- 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年策定）

<基本施策、主な施策、説明文>

5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしくいきいきと過ごすことができる取組を進めます

【参考】前期基本計画時

市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます

5-1-1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備

高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまちを目指し、介護予防、認知症予防などに取り組むほか、自身のできること、したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

【参考】前期基本計画時

高齢者がいつまでも活躍できるよう介護予防、認知症予防に取り組み、自身のできること、したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

5-1-2 多様な主体との連携により、市民が気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援を推進します。

【参考】前期基本計画時

5-1-2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援に加え、公衆衛生の向上のため、予防接種しやすい環境整備と未接種者対策を推進します。

5-1-3 感染症の拡大防止の取組

予防接種しやすい環境整備など、感染症の予防・拡大防止・収束に向けた対策を充実させるとともに、感染症の感染状況などに柔軟に対応しながら適切な周知・啓発に取り組みます。また、市立芦屋病院と連携し、通常診療を継続しながら感染拡大防止を行うための医療提供の体制を整え、備えます。

【参考】前期基本計画時

5-1-3 新たな感染症の拡大防止

新たな感染症が拡大した場合に、被害を最小限に抑えながら社会経済活動が維持できるよう、感染症の予防・収束に向けた対策を充実し、柔軟に対応しながら適切な啓発に取り組みます。

施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

良質な生活環境の維持、向上を図るため、市民マナー条例に基づき、マナー指導員による巡回強化、周知・啓発を行いました。また、指定ごみ袋の導入や民間事業者と提携するなどリサイクルの取組を推進し、ごみの減量・資源化を図ったほか、ゼロカーボンシティを表明し、「芦屋市地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。さらに、省エネ家電購入促進を図ったほか、再エネ導入に対する啓発を実施し、環境に対する意識醸成に取り組みました。

商業分野においては、創業塾を開催したほか、コワーキングスペースで勉強会や交流会を開くなど起業・創業・経営継続を支援しました。また、商店街などの活性化に向けた支援を行ったほか、キャッシュレス決済還元事業を実施し、市内事業者の応援とキャッシュレス決済の普及を促進しました。

行政サービスについても、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進として、交付専用窓口を設け、出張申請やマイナポイント事業の周知を行ったほか、マイナンバーカードを用いたサービスの拡充を行いました。

- 課題

市民意識調査では、まちの清潔さや自然環境の豊かさの評価は高くなっており、これを継続するためには、大人だけではなく次世代への意識の醸成や啓発が重要です。また、深刻化する地球温暖化対策として、資源循環や脱炭素を促進し、持続可能な社会を構築するため、3Rの推進により、燃やすごみの減量化・再資源化を図る必要があります。

商業分野においては、本市の規模や地域特性に応じた賑わいを創出するとともに、阪神間モダニズムなどの市の魅力発信のさまざまな取組と一体的に推進し、地域経済の活性化を図る必要があります。

行政サービスについては、新たなデジタル技術やマイナンバーを活用し、オンライン手続を充実させることで利便性を向上させる必要があります。マイナンバーカードについては、引き続き周知・啓発していく必要があります。

■指標

指標	前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終了 時目標
① 芦屋市が美しく清潔だと思う人の割合(%)	87.4	92.1	92.2 (R6)	94.4
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	(参考) 515.7 (R4)	481.4	497.3 (R5)	470.6
③ 地球温暖化防止に向けた取組全5項目のうち、実施項目数(平均)	2.93	3.20	2.68 (R6)	3.00
④ 主に市内で食料品・日用品・衣料品・医薬品・書籍・化粧品を購入する人の割合(%)	(参考) 50.4 (R5)	—	51.3 (R6)	55.0
⑤ 市の行政手続きが利用しやすいと感じる人の割合(%)	65.6	70.0	60.3 (R6)	70.0
⑥ 市の主な手続きの電子申請率(%)	—	—	—	新規策定予定 (調整中)

(注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

- ・②：「家庭系」を追加

(参考) 家庭系追加前：<策定時>943.1 <前期目標>882.2 <最新実績>877.0 (R5)

- ・④：市内の商店街・商業施設を以前から利用もしくは最近利用するようになった人の割合(%)：名称変更
- ・⑥：なし

■関連する主な条例や課題別計画等

- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年条例第13号）
- 第3次市民マナー条例推進計画（令和6～10年度）
- 第4次環境計画（令和7～16年度）
- 第5次環境保全率先実行計画（令和3～11年度）
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和7～16年度）
- 森林整備計画（令和4～14年度）
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第32号）
- 一般廃棄物処理基本計画（令和4～13年度）
- 中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年条例第24号）
- 中小企業・小規模企業振興基本計画（令和5～9年度）

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

6-1-1 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進

市民マナー条例をはじめ、ごみの出し方やまちの清掃を市民一人ひとりが心がけ、マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

【参考】前期基本計画時

市民マナー条例をはじめ、ごみの出し方やまちの清掃を市民一人一人が心がけ、マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます

6-2-1 ごみの減量化、再資源化事業の促進

持続可能な社会を構築するため、プラスチックの再資源化に向けたごみ分別や、新たな資源回収の取組を検討し、資源循環と脱炭素を促進するとともに、さらなる3Rの推進とごみの適正処理により、燃やすごみの減量化・再資源化を図ります。

【参考】前期基本計画時

環境に配慮した暮らしやまちづくりが進むよう、3Rや事業系ごみの適正処理などを推進します。

6-2-2 地球温暖化防止に向けた取組

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、ゼロカーボンを実現するため、省エネの推進に加え再エネの導入に向け、周知・啓発に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に向け、節電などの省エネに関する啓発をより一層推進します。

6-2-3 自然環境を守る意識の向上と自然に触れる機会の創出

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて、市民一人ひとりが生物の多様性に関心を持ち、身近な自然に親しみ、自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて、市民が生物の多様性に関心を持ち、身近な自然に親しみ、自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

6-3 本市の特性に合った地域経済の活性化を目指します

【参考】前期基本計画時

本市の特性に合った商業の活性化を目指します

6-3-1 商業活性化の推進

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき、コワーキングスペースを活用した創業支援や商店街の支援など事業者に寄り添った支援に取り組み、商業活性化を推進します。

【参考】前期基本計画時

6-3-1 起業・創業・経営継続の支援

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき、コワーキングスペースを活用した創業支援や情報の発信など事業者に寄り添った経営継続の支援に取り組みます。

6-3-2 住宅都市としての価値を高める市の魅力の発信

観光資源を活用するなど地域の賑わいを創出し、交流人口の拡大や定住者の呼び込みが図れるよう、市の魅力の向上及び発信に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

6-3-2 住宅都市としての価値を高める商業活性化の推進

商店街への支援など、住宅地としての価値を高める商業活性化事業を推進します。

6-4 行政サービスの利便性を高めます

6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上

デジタル技術やマイナンバーなどを活用し、オンライン手続の充実など業務変革により行政サービスの利便性の向上を図ります。

【参考】前期基本計画時

ICTやマイナンバー等を活用し、オンライン手続きの充実など業務変革により行政サービスの利便性の向上を図ります。

施策目標7 災害に強いまちづくりがすすんでいる



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

住宅の耐震改修を促進するため、簡易耐震診断、住宅耐震改修計画の策定、改修工事・建替工事に対する費用の助成を行いました。また、避難所等施設の防災機能の強化に向け、山手中学校に耐震性貯水槽を設置し、飲料水の確保を行ったほか、防災行政無線の補助局の整備を行いました。無電柱化を進めるとともに、芦屋川沿いの鳴尾御影線以南について、電線共同溝整備を進めました。

災害発生対策として、様々な形式で防災総合訓練、避難所開設研修を実施し、「被災者生活再建支援システム」を導入したほか、地区防災計画策定を支援しました。また、計画などの見直しとして、「感染症に対応した避難所運営マニュアル」、危機管理指針、事業継続計画（BCP）、地域防災計画・水防計画などをそれぞれ見直し・改訂を行いました。

- 課題

本市においては、住宅の耐震化を進めており、地区防災計画を策定した地区の割合も高まっていますが、近年、日本各地で大規模な災害が頻発しています。

災害対策として、日ごろの備えの大切さを周知・啓発し、国や県、地域と一体になって防災、減災への準備を進めていくなど体制の整備の重要性がより増すとともに、被災から早く回復できる仕組みづくりも検討する必要があります。

また、防災機能を発揮できるよう、引き続き住宅の耐震改修や無電柱化に取り組むとともに、すでに整備した防災に係る施設や、資機材が必要な際に活用できるよう適切な維持管理を行う必要があります。国の方針や新たな災害による教訓など、状況の変化に応じて指針や計画を必要に応じて見直していくことも必要であり、地域による防災体制については、消防団の入団者などを、募集の手法を工夫しながら、増やしていくことが必要です。

■指標

指標	前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終 了時目標
① 土砂災害特別警戒区域及び津波 浸水想定区域での地区防災計画 の策定割合(%)	6.0	50.0	44.4 (R5)	70.0
② <u>3日分以上の食料備蓄をして いる割合(%)</u>	<u>38.9</u> <u>(R5)</u>	—	<u>41.1</u> <u>(R6)</u>	<u>50.0</u>

③ 地域の防災訓練に参加している割合(%)	8.3 (R5)	- ~	7.9 (R6)	9.0
④ 芦屋市の防災メールやアプリ、SNSの登録者数(人)	21,101 (R5)	- ~	22,396 (R6)	27,000
⑤ 住宅の耐震化率(%)	96.7	98.0	※	98.0

(※) 県調査によるため、R7年度下半期に数値発表予定。

(注) 「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

・③ 災害時への備え全11項目のうち、実施項目数(平均)

<策定時>3.44 <前期目標>5.2 <最新実績>3.16 (R6)

■関連する主な条例や課題別計画等

- 耐震改修促進計画（令和8年度～）
- 強靱化計画（令和4～8年度）
- 無電柱化推進計画（平成30年策定）
- 地域防災計画（毎年更新）
- 水防計画（毎年更新）
- 国民保護計画（平成28年変更）
- 危機管理指針（令和4年度改訂）
- 第4次地域福祉計画（令和4～8年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

【参考】前期基本計画時

7-1 まちの防災機能を高めます

7-2 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

7-1 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

7-1-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定、自主防災組織などの活動との連携、防災リーダーの育成、地域防災訓練の充実及び防災と福祉の連携による要配慮者支援など共助の取組を支援します。

【参考】前期基本計画時

地区防災計画の策定、自主防災組織等の活動との連携、防災リーダーの育成、地域防災訓練の充実及び要配慮者支援など共助の取組を支援します。

7-1-2 防災に関わる情報の効果的な発信

防災ポータルサイトなどホームページやテレビ、ラジオだけでなく SNS などを活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知や自助の重要性の啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

ホームページやテレビ、ラジオだけでなく SNS 等を活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知や自助の重要性の啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

7-1-3 災害発生時の体制や防災対策の充実

地域防災計画や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への入団促進などの消防体制の充実、事業継続計画（BCP）の見直しなどを行うほか、様々な支援を迅速かつ的確に活用する受援体制の構築や職員訓練の実施に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

地域防災計画や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への入団促進などの消防体制の充実、事業継続計画（BCP）の見直しなどを行います。

7-2 まちの防災力を発揮します

【参考】前期基本計画時

まちの防災機能を高めます

7-2-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため、適切な指導に加え、住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

7-2-2 避難所等施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして、施設や資機材を適切に維持管理するとともに、市立芦屋病院ほか医療機関と協働し、感染症の予防対策、災害時医療提供対策を講じたうえで、災害の状況や避難者に応じた避難所などの運営及び当該環境の向上、土砂災害特別警戒区域などへの対策の強化などを図ります。

【参考】前期基本計画時

災害発生時の備えとして、感染症の予防対策を講じたうえでの災害や避難者に応じた避難所等の運営及び環境の向上や土砂災害特別警戒区域等への対策、耐震性貯水槽の整備などの強化を図ります。

7-2-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき、「電柱・電線のないまち」を目標に、長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。

施策目標8 日常の安全安心が確保されている



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組
 - 防犯の取組を向上させるため、生活安全推進連絡会、まちづくり防犯グループ連絡協議会を開催し、特殊詐欺については、被害防止啓発チラシを全戸配布し、特殊詐欺等対策電話機等の購入者に補助金を交付しました。また、緊急時のトラブル情報や、消費生活に関する情報などを発信しました。
 - 交通安全については、こどもや高齢者を対象とした交通安全教育、自転車運転安全教室、街頭啓発、通学路の合同点検、違法駐車・駐輪対策などを芦屋警察署等と連携して取り組みました。救急体制については、安定した119番受信体制を維持するため、計画的に老朽化した指令台を更新しました。また、救命講習会や市ホームページ等で救急車の適正利用を啓発しました。
 - 地域医療体制面では、新型コロナワクチン接種事業を行いました。また、市立芦屋病院と地域の医療機関の連携強化に努め、地域包括ケアシステムの構築に向け、ケアマネジャーとの連携強化等、医療と介護の連携に努めるなど、住み慣れた地域で市民が安心して暮らせるよう体制整備を進めました。
- 課題
 - 市内の街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数は、前期基本計画策定時の実績値より減少しています。近年では、手口が多様化する特殊詐欺の発生件数や被害額は増加傾向にあり、関連する団体への情報発信や関係各所と連携して対応を強化していく必要があります。また、インターネットを通じた取引やキャッシュレス決済等の拡大により、消費生活トラブルも多様化・複雑化しているのに加え、成年年齢が引き下げられ、若者がさまざまなトラブルに巻き込まれることが懸念されています。
 - 交通安全に関しては、今後、警察による「青切符」の取締りが行われることなどを踏まえ、自転車利用の交通ルールの啓発等を継続して取り組むことが必要です。
 - 医療分野においては、市内の救急件数が近年増加傾向にあるため、現場到着所要時間(*)が延伸傾向にあり、引き続き救急や医療提供体制などを充実することも必要です。

(*) 脚注

119番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでに要した時間

■指標

指標	前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終 了時目標
① 特殊詐欺の認知件数 (件)	(参考) 39 (R5)	-	45 (R6) ※R6 速報値	41
② 「芦屋市くらしの安全情報」に よる X 年間投稿件数 (件)	(参考) 7 (R5)	-	34 (R6)	50
③ 交通事故の発生 件数(件)	人身	332	293	248 (R5)
	自転車関係	(参考) 80 (R5)	-	87 (R6)
④ 救急 119 番通報受信から現場到 着までの時間(分)	6.7	6.0	7.3 (R5)	6.0

(注)「-」は、後期基本計画時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

【参考】前期基本計画時

- ・①街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数 (件)
 <策定時>244 <前期目標>147 <最新実績>198 (R5)
- ・②および③のうち自転車：なし

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民の生活安全の推進に関する条例 (平成 13 年条例第 17 号)
- 第 10 次交通安全計画改定版 (平成 28～7 年度)
- 交通バリアフリー基本構想 (平成 19 年策定)
- 市立芦屋病院経営強化プラン (令和 4 年度策定)
- 第 3 次消費者教育推進計画 (令和 5～9 年度)

8-1 地域などと連携し防犯・消費者力の向上に取り組みます

【参考】前期基本計画時

地域などと連携し防犯の向上に取り組みます

8-1-1 関係機関、地域活動団体などとの連携を図り、市民の安全を確保するための対策

特殊詐欺被害などを含む犯罪防止に向けて、まちづくり防犯グループなどとの連携、見守り活動の支援、警察などとの連携による情報発信に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

まちづくり防犯グループなどとの連携、見守り活動の支援、警察等との連携による情報発信に取り組みます。

8-1-2 消費者力(*)の向上の支援

消費者教育推進計画に基づき、消費者協会など関係団体と連携し、消費者への啓発・教育に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

なし

8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます

8-2-1 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善

こどもたちを交通事故から守るため、学校、PTA、地域などと連携して、通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため、防護柵の整備、道路のバリアフリー化、警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

(*) 脚注

・消費者力：消費者が消費生活に関する正しい知識を持ち、自ら商品を選んだり、トラブルに対応したり、消費者市民社会において、自らの消費活動が世の中に影響を与えることを自覚し、適切な選択をする力。

8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化

交通事故を減少させるため、交通安全教室や様々な媒体を通じた周知活動などにより、自転車を含む交通ルールやマナーを警察と連携して啓発に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

交通事故を減少させるため、交通安全教室などを通じて自転車を含む交通ルールやマナーについて啓発に取り組みます。

8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

8-3-1 救急体制の充実

救急車の適正利用を啓発するとともに、誰も取り残さない119番受信体制に努め、一刻も早い救急救命活動を進めます。また、市立芦屋病院における救急患者の受け入れ体制の整備を推進します。

【参考】前期基本計画時

救急車の適正利用を啓発するとともに、誰も取り残さない119番受信体制に努め、一刻も早い救急救命活動を進めます。

8-3-2 医療の地域連携の推進

市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、安心して医療を受けられる体制を整備します。

【参考】前期基本計画時

市民に信頼され、安全で質の高い医療を安定的に提供できるよう、市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図ります。

施策目標 9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている



■概要

第5次総合計画前期基本計画における主な取組

まちなかを花と緑で彩り、緑を守り育てるため、オープンガーデンの参加個所数の拡大を図り、街路樹をはじめとした道路及び公園施設の維持管理手法として、新たに民間事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

芦屋らしい景観誘導策として、芦屋市屋外広告物条例に基づく運用や景観地区の認定により良好な景観の維持・創出に取り組みました。また、地域の価値を高める公共空間の活用を推進するため、公園の活性化や利活用を推進し、公園施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインを考慮した改修を実施したほか、ブランディングエリアにおいて人が滞留できる空間づくりの社会実験を行いました。

良好な住環境の維持の観点からは、市営住宅のあり方の検討を行い、良質な住宅ストック形成に向けては、芦屋市マンションの管理の適正化に関する条例の制定に加え、住宅相談や空き家の活用支援などを実施しました。

● 課題

人口減少や高齢化の進展により生じる課題は避けられないものであり、現在の魅力あるまちを維持し、子育て世代や高齢者などすべての世代が快適に住み続けられるまちとして持続的に発展していくための都市づくりが必要です。

良好な景観の維持については、過去から積み上げてきた各種施策の成果が着実に出ているものの、社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、持続可能な手法での景観維持に課題があります。

公共空間の活用では、今後も地域の意向を確認しながら、国が提唱するウォークブルの考え方に基づく道路空間の利活用などに取り組んでいく必要があります。

住宅総数に占めるマンションの割合が非常に高いため、建物の老朽化や居住者の高齢化を見据え、管理組合などの自律的な取組を促し、管理適正化の推進を図る必要があります。

■指標

指標	前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終 了時目標
① 定住意向 (%)	84.3	84.3	86.4 (R6)	86.4
② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある人の割合 (%)	15.7	20.0	14.2 (R6)	17.0

③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観が美しいと感じている人の割合(%)	91.3	91.3	95.1 (R6)	95.1
④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合(%)	50.9	60.0	45.1 (R6)	55.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 都市計画マスタープラン（令和3～12年度）
- 持続可能なみらいの都市づくりビジョン（令和7年度～）
- 景観計画（平成27年策定）
- 緑の基本計画（令和3年度～）
- 住生活基本計画（令和7～17年度）
- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成11年条例第10号）
- 都市景観条例（平成21年条例第25号）
- 住みよいまちづくり条例（平成12年条例第16号）
- 屋外広告物条例（平成27年条例第54号）
- マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和6年条例第14号）
- 街路樹更新計画（令和3年度～）
- 公園施設長寿命化計画（令和3～令和12年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

9-1 住宅都市の魅力高め、持続可能な都市づくりを進めます

9-1-1 持続的に発展していくための都市づくり

持続的に発展し、暮らし続けられる住宅都市の実現のため、都市機能が集まる拠点と住宅地との円滑なネットワークによる都市構造の形成を目指した都市整備を検討します。

【参考】前期基本計画時
なし

9-2 みどり豊かな美しいまちづくりを進めます

【参考】前期基本計画時

9-1 まちなかの緑の持続可能な整備に努めます

9-2 良好な景観を守り、魅力を伝えます

9-2-1 良質な都市景観への誘導

芦屋の美しい景観を守り育てるため、都市景観形成に寄与する意識や価値観の醸成を推進します。また、既存の建物などを含めた大切にすべき景観や緑のあり方について意識付けを推進するとともに、「景観地区」の認定制度の活用、無電柱化の推進などを図ります。

【参考】前期基本計画時

芦屋の美しい景観を守り、育てるため、「景観地区」の認定制度による良好な景観の創出と維持、屋外広告物条例の推進、無電柱化の推進などを図ります。

9-2-2 緑の質(*)の向上

花と緑で彩られた芦屋で、時代や市民ニーズの変化に応じて、まちの魅力や暮らしの発展に寄与する「緑の質」の向上に努めるため、街路樹の更新、オープンガーデンなど市民による公園利活用の促進などを行います。

【参考】前期基本計画時

9-1-1 地域主体の緑化の推進

花と緑で彩られた芦屋をつくるため、オープンガーデン参加箇所数の維持増加や市内緑化団体の活動を支援します。

9-2-3 次世代まで緑を守り育む取組

緑の基本計画や街路樹更新計画に基づき、まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組みます。

【参考】前期基本計画時

9-1-2 持続可能な緑の維持管理手法の検討

緑の基本計画に基づき、まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組みます。

9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます

9-3-1 公園や道路ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう地域の特性に応じた緑の配置を見直すとともに、地域活動での積極的な活用を推進し、道路空間など他の公共空間との連携を検討します。

【参考】前期基本計画時

9-3-1 公園ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう総合公園の活性化や地域に応じた市民による公園緑地の利活用などを推進します。

(*) 脚注

・緑の質について（量から質への転換）

整備された緑の「量」を維持しつつ、緑の「質」をどのように維持・向上させるか、地域の特性に応じて施策を進めていく必要がある。新たな公園用地等の取得が困難な市街地を中心に、今ある緑の有効活用等、新しい緑の施策を検討する必要がある。

○量から質への取り組み例

【街路樹】幹線道路等で重点的に管理する路線を定め、路線ごとの適正な整備や管理を地域の皆さんとともに考え、ともに取り組みます。

【公園・緑地】市民が利活用しやすい公園・緑地となるよう、地域の皆さんとともに検討します。

9-3-2 都市施設のユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ、利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

9-3-3 多様な主体による公共施設の活用

行政施設・学校園施設の地域での活用や市有地の民間活用などについて検討します。

9-4 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承します

【参考】前期基本計画時

9-4 良質な住環境を維持し、住宅ストックを活用します

9-4-1 長期的な市営住宅のあり方の検討

市営住宅などの有効活用と管理戸数の最適化を検討します。

【参考】前期基本計画時

市営住宅の適切な維持管理に加え、適正配置などを検討します。

9-4-2 住宅ストックの効果的な活用

空き家などの適切な維持管理の支援・中古住宅の流通促進に加え、マンションの管理状況の把握と管理組合の自律的な適正管理を推進します。また、ニュータウン再生への課題認識の共有や支援を検討します。

【参考】前期基本計画時

総合的な住宅相談窓口の利活用やリフォーム改修、中古住宅流通の促進に加え、マンションの適正な維持管理やネットワークづくりの支援に取り組みます。

施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる



■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

持続可能なインフラ保全の観点から、今後増大していくと見込まれる老朽化交通インフラに対して、計画的に橋梁を定期的に点検、修繕工事を実施し、防護柵なども工事を行いました。また、道路などについては、新たな維持管理手法として、民間事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

生活インフラの保全では、上下水道施設の耐震化及び浸水対策を実施し、ごみ処理施設の安定的な運用に向け、環境処理センター施設整備基本計画の策定などに取組みました。

さらに、JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進に向け、用地取得を進め、管理処分計画及び特定建築者を決定しました。また、市街地における道路ネットワーク機能の検討実施や、自転車ネットワーク計画に基づく矢羽根型路面表示の自転車通行空間整備など、市内交通の円滑化に向けた取組を実施しました。

- 課題

他都市と同様に、高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。市民生活を安全・安心なものとして持続していくため、さらなる老朽化及び優先度を考慮した計画的な更新及び適切な維持管理に努める必要があります。特に、一定の期間を経て廃止に向かうごみ収集パイプラインについては、課題に対する協議を進めつつ、今後の代替収集方法の検討を継続的に進めていくことが求められています。また、ごみ処理施設の更新については、地球温暖化対策及び人口減少や資源化に伴うごみ量の減少などに対して、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を構築していく必要があります。

また、利便性が高い東西の移動と比較して、南北の移動については課題があり、交通のさらなる円滑化に向けて取り組む必要があります。公共交通ネットワークは市内に広く形成されていますが、一部の地域ではネットワークから離れていることに課題があります。将来にわたり安心して移動ができる交通環境を維持・充実させる必要があります。

JR 芦屋駅南地区再開発については、引き続き推進していきます。

■指標

指標	前期計画策定時 実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画終了 時目標
① 対策が必要な橋梁の割合(%)	18.8	0.0	6.9 (R5)	0.0
② 水道管耐震化率(%)	(参考) 42.1 (R2)	-	43.6 (R5)	50.0
③ 下水道管耐震化率(%)	23.39	27.27	24.91 (R6)	27.38
④ 市内をスムーズに移動でき、 利便性が高いと感じる人の 割合(%)	69.8	69.8	74.1 (R6)	74.1

【参考】前期基本計画時

・②水道管等の耐震適合率(%)

【水道管】(策定時) 64.7 (最新 R5) 64.9 (目標) 66.0

【配水池】(策定時) 39.4 (最新 R5) 81.2 (目標) 81.2

■関連する主な条例や課題別計画等

- 橋梁長寿命化修繕計画(令和2～11年度)
- 水道事業経営戦略(令和4～13年度)
- 水道ビジョン(令和4～13年度)
- 下水道ビジョン(令和4～13年度)
- 下水道ストックマネジメント計画(令和5～9年度)
- 一般廃棄物処理基本計画(令和4～13年度)
- 総合交通戦略(平成30～令和10年度)
- 自転車ネットワーク計画(平成30年策定)

10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁）

10-1-1 橋梁の計画的な保全

今後、増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、橋梁の計画的な保全や廃止も視野に入れた適正化に取り組みます。

10-1-2 道路の適切な維持管理

安全で利用しやすい道路空間の確保に向け、適切な道路の補修や防護柵の整備に取り組みます。

10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設）

10-2-1 上下水道事業の安心・安全で安定的な運営

将来に渡って上下水道施設を快適に利用できるよう、施設の計画的な維持管理、耐震化を行います。

10-2-2 ごみ処理施設の安定的な運用

ごみ処理施設の安定的な運用に取り組むとともに、神戸市との可燃ごみの広域処理の協議を進めつつ、中継施設及び資源化施設の整備・運用に取り組みます。また、
パイプライン施設については、代替収集方法の検討を進めます。

【参考】前期基本計画時

ごみ焼却施設、資源化施設及びパイプライン施設の安定的な運用に向けて、適正な維持管理及び施設整備に取り組みます。

10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進

JR 芦屋駅南地区において、安全かつ円滑な交通を確保し、近隣へも賑わいと活力が波及するよう、本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け、市街地再開発事業を推進します。

【参考】前期基本計画時

JR 芦屋駅南地区において、円滑な通行を確保し、近隣へも賑わいと活力が波及するよう、本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け、市街地再開発事業を推進します。

10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実

交通の円滑化、安全性向上に加え、防災性の向上などを図るため、稲荷山線、山手線の道路整備、阪神電気鉄道の立体交差、山手第1、2地区の面的整備、阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅周辺の交通結節点機能を中心とした面的整備について調査・研究を重ね、検討を進めます。

【参考】前期基本計画時

交通の円滑化、安全性向上に加え、防災性の向上等を図るため、稲荷山線、山手線の道路整備、阪神電気鉄道の立体交差、山手第1、2地区の面的整備、阪急芦屋川駅周辺の交通結節点機能整備について調査・研究を重ね、検討を進めます。

10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進

歩行者・自転車・自動車それぞれが安全・安心で快適に通行できる自転車利用環境に向けて、道路を整備します。

10-3-4 公共交通ネットワークの充実

バス路線から離れている山手地域において、移動に関する不安を解消し、安全安心に住み続けられるために、生活に必要な移動ができる交通環境をつくる取組を進めます。

【参考】前期基本計画時

なし